

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名

業者名	住所
有限会社阿波牛の藤原	徳島県板野郡松茂町広島字東裏3番地

2. 指名停止措置期間

令和5年3月29日 から 令和5年6月28日 まで（3ヶ月）

3. 指名停止措置の範囲

四国地方整備局管内

4. 事実概要

上記有資格業者である、(有)阿波牛の藤原の代表は2020年10月に藍住町教育委員会が発注した学校給食用の阿波牛の購入先選定のため実施した「見積もり合わせ」において、藍住町副町長より当時の藍住町議を通じ、既に提出された他業者の見積書の最低価格の情報を入手し、自身は他業者を下回る価格の見積書を提出して自身の会社に受注させたとして、令和5年2月13日、公契約入札妨害容疑で徳島県警に逮捕された。

5. 指名停止措置理由

「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」第1条の規定に準用される「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第10号及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第10号に該当する。

<措置要領 別表第2>

措置要件	期間
(公契約関係競売等妨害又は談合) 10 他の公共機関の職員が締結した請負契約に係る工事に関し、代表役員等が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（第12号に掲げる場合を除く。）。	逮捕又は公訴を知った日から3ヶ月以上12ヶ月以内

<問い合わせ先>

国土交通省 四国地方整備局

高松市サンポート3-33

TEL 087-851-8061 (代)

(定時以降は 087-811-8303)

総務部契約課長

半田 達也 (内線2511)

総務部経理調達課長

大谷 繁 (内線6311)

○総務部契約課課長補佐

畠山 晋一 (内線2512)